

第 3 部

資 料 編

第3部 資料編

1. 品川区の障害者施策の展開（年表）

期	品川区	東京都	国	
第一期 ～ 1982 (昭57)	障害者福祉施策への取り組みの開始			
	1947 (昭22)		○児童福祉法 ○教育基本法（養護学校規定）	
	1949 (昭24)	○民生委員協議会設置	○東京都生業資金貸付条例制定 ○身体障害者福祉法 ○身体障害者手帳発足	
	1950 (昭25)		○精神衛生法	
	1951 (昭26)	○東京都品川福祉事務所設置	○社会福祉事業法	
	1956 (昭31)	○品川区社会福祉協議会福祉資金貸付・生活困窮者に無利子貸付開始		
	1957 (昭32)	○大崎公益質屋開設	○児童福祉法の改正 ○知的障害児通園施設	
	1958 (昭33)	○ゆたか敬老会館開設 ○品川区肢体不自由児・者父母の会発足	○敬老金贈呈	
	1960 (昭35)	○品川区知的障害者育成会発足	○知的障害者福祉法	
	1961 (昭36)		○児童扶養手当法	
	1964 (昭39)		○身体障害者福祉法改正 ○更生援護施設 ○授産施設	
	1965 (昭40)	○福祉事務所が都から移管	○精神衛生法改正	
	1966 (昭41)	○障害者ホームヘルパー制度発足 ○品川区重症心身障害児（者）を守る会発足	○都立心身障害者福祉作業所開所（通園施設）	
	1967 (昭42)	○区立「西大井福祉ホーム（北分園）」開設（知的障害児通園施設）	○愛の手帳制度発足	○身体障害者福祉法改正（障害の対象拡大） ○児童福祉法改正（特別児童扶養手当支給開始） ○重症心身障害児施設 ○知的障害者福祉法改正 ○授産施設の新設
	1968 (昭43)		○都立心身障害者福祉センター開所	
	1969 (昭44)	○点字講習会の開始	○心身障害者扶養年金制度発足 ○児童育成手当の支給開始 ○老人医療費の助成	○肢体不自由児通園施設事業開始
	1970 (昭45)	○区立「西大井福祉ホーム（南分園）」開設（肢体不自由児通園施設）		○心身障害者対策基本法 ○心身障害児家庭奉仕員派遣事業 ○重度身体障害者への日常生活用具給付開始
	1971 (昭46)	○品川区視覚障害者福祉協会発足	○都立補装具研究所開所	○心身障害者福祉協会国立コロニーのぞみ園開所 ○知的障害者通勤寮
	1972 (昭47)		○都立八王子 小平福祉園開所 ○都立知的障害者通勤寮開所 ○都立身体障害者能力開発センター開所 ○都立身体障害者福祉工場開所	○身体障害者福祉法改正 ○身体障害者療護施設の設置 ○心身障害児通園事業
1973 (昭48)	○高齢者・心身障害者の区施設利用料無料化 ○心身障害者福祉手当の支給 ○点字広報の発行	○重度心身障害者手当の支給		

期	品川区	東京都	国
1974 (昭 49)	○厚生課障害者福祉係発足 ○品川区在宅障害者緊急一時保護事業発足	○心身障害者医療費助成事業発足 ○障害児の全員就学実施 ○シルバーバスの交付	
1975 (昭 50)	○品川区ガイドヘルパー制度発足 ○手話講習会の開始 ○品川区立保育園で障害児保育実施 ○品川区身体障害者介護人派遣事業の開始 ○情緒障害学級(宮前小・荏原二中)開設 ○品川区聴覚障害者協会発足		○特別障害者手当等(国制度) ○身体障害者のための郵便による不在者投票制度設置 ○国連障害者権利宣言 ○福祉電話の設置 ○身体障害者介護人派遣事業の開始
1976 (昭 51)	○品川区長期基本構想策定 ○緊急一時保育開始		○重度心身障害者福祉手当の支給 ○知的障害者通所事業
1977 (昭 52)	○高齢者事業団発足 ○区立心身障害者福祉会館開設(通所・デイサービス施設) ○寝たきり老人家庭に訪問看護制度開始		
1978 (昭 53)	○精神障害者が心身障害者福祉手当対象に追加 ○品川区建築物等の福祉に関する整備要綱実施 ○品川区長期基本計画策定 ○品川区身体障害者友和会発足 ○知的障害者生活寮「渡辺寮」開設		
1979 (昭 54)	○高齢者・心身障害者のための巡回入浴車の派遣開始		○養護学校義務制を実施
1980 (昭 55)	○都立品川児童学園(知的障害児通園施設)を区に移管 ○福祉タクシー制度発足		
1981 (昭 56)		○国際障害者年東京都行動計画(81~90)	○国際障害者年
1982 (昭 57)	○「障害者の完全参加と平等を推進するための品川区行動計画」策定		○障害者対策に関する長期計画
第二期	養護学校卒後の受け皿の整備と多様なニーズへの対応		
1983 (昭 58) ~ 2001 (平 13)	1983 (昭 58) ○「品川総合福祉センター」開設 ○身体障害者入所施設「第一さつき園」(ショートステイ2床併設)、身体障害者通所施設「第二さつき園」、知的障害者入所施設「第一かもめ園」(ショートステイ2床併設)、知的障害者通所施設「第二かもめ園」 ○障害者青年学級開設 ○品川区精神障害者家族会(かもめ会)発足		○国連・障害者の十年 ○公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設の整備ガイドライン(~92)
1984 (昭 59)	○障害者事業団「ふれあいの会」発足		○身体障害者福祉センターA型・B型の設置 ○在宅デイサービス施設制度化
1985 (昭 60)	○心身障害者福祉会館、身体障害者福祉センターB型に認定		
1986 (昭 61)			
1987 (昭 62)	○「かもめ工房」(精神障害者小規模作業所)開設 ○「トット文化館」開設		○身体障害者雇用促進法の改正 ○障害者の雇用に関する法律 ○法定雇用率の対象拡大 ○社会福祉士および介護福祉士法の公布
1988 (昭 63)		○東京都福祉の街づくり整備指針	
1989 (平元)			○知的障害児のグループホーム制度化 ○ゴールドプラン策定

期	品川区	東京都	国
1990 (平 2)	○総合福祉施設「福栄会」開設(知的障害者通所施設「第一しいのき学園」「第二しいのき学園」) ○「かもめ第二工房」開設		○福祉関係8法の改正 ○在宅福祉サービスの法定化
1991 (平 3)	○知的障害者生活ホーム「北品川つばさの家」開設(ショートステイ2床併設) ○リフト・寝台付福祉タクシー開始	○東京都地域福祉推進計画	○鉄道駅におけるエスカレーターの整備指針
1992 (平 4)	○高齢者住宅「東品川わかかさ荘」内に障害者用2戸併設 ○西大井福祉ホーム改築のため閉園	○ノーマライゼーション推進東京プラン(東京都障害者福祉行動計画)(91~00)	
1993 (平 5)	○「ふれあいの会」が(社福)品川区社会福祉協議会「ふれあい作業所」として再スタート		○アジア太平洋障害者の十年(~02) ○障害者基本法成立 ○精神障害者グループホームの法定化
1994 (平 6)	○知的障害者通所施設「西大井福祉園」開設 ○知的障害者生活ホーム「西大井つばさの家」開設(「西大井福祉園」併設) ○借上型高齢者住宅内「グレースマンション」に障害者用2戸併設 ○「かもめ第三工房」開設		○エンゼルプラン ○新ゴールドプラン ○高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)施行
1995 (平 7)	○「品川介護福祉専門学校」開設	○とうきょうプラン'95	○障害者プラン(ノーマライゼーション7カ年戦略) ○精神保健および精神障害者福祉に関する法律 ○精神障害者保健福祉手帳発足
1996 (平 8)		○東京都福祉の街づくり条例全面施行	
1997 (平 9)	○授産品販売のための福祉ショップ「テルベ」開設(イトーヨーカ堂大井町店内)	○東京都地域福祉推進計画改定 ○子どもが輝くまち東京プラン ○東京の福祉施策を考える	○介護保険法
1998 (平 10)	○知的障害者福祉工場「パン工房しながわブチレーブ」開設 ○福祉工場「しながわ」開設	○ハートフル東京推進プラン	○社会福祉の基礎構造改革について(中間のまとめ)
1999 (平 11)	○(社福)品川区社会福祉協議会「ふれあい作業所」西品川分室開設 ○精神障害者グループホーム「かもめハウス」開設	○ノーマライゼーション推進東京プラン(東京都障害者計画)(97~05) ○福祉施策の新たな展開(福祉改革ビジョン、福祉改革推進プラン)	
2000 (平 12)		○東京都高齢者保健福祉計画	○社会福祉事業法等の改正→社会福祉法へ ○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)施行 ○新成年後見制度施行
2001 (平 13)		○心身障害者施設緊急整備3か年計画(01~03)	○アジア太平洋障害者の十年最終年
第三期	利用者主体のサービスと地域での自立に向けて		
2002 (平 14) ~	○知的障害者通所施設「サンかもめ」開設 ○障害者生活支援センター開設(「家庭あんしんセンター」内)(障害者住宅2戸併設) ○知的障害者グループホーム「わいわいてい」開設	○福祉局と健康局を統合し、福祉保健局が発足 ○東京都障害者ITサポートセンター開設	○身体障害者補助犬法

期	品川区	東京都	国
2003 (平 15)	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者「福祉工場」(葬祭品等製造部門) 開設 ○障害者就労支援センター「げんき品川」 開設 ○知的障害者グループホーム「旗の台つばさの家」 開設 ○知的障害者グループホーム「海老沢寮」 開設 ○知的障害者グループホーム「八潮寮」 開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者地域生活支援緊急3か年プラン (03～05) 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援費制度導入 ○「障害者基本計画」(平成 15～24 年度) および「重点施策実施5か年計画」(平成 15～19 年度)
2004 (平 16)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行型知的障害者入所更生施設開設「かがやき園」(ショートステイ2床、デイサービスセンター併設) 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都特別支援教育推進計画 (04～13) 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案) ○発達障害者支援法成立 ○精神保健医療福祉の改革ビジョン
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者地域生活支援センター「たいむ」 開設 ○障害児タイムケア事業「にじのひろば荏原」 開始 ○(社福)福栄会、「かもめ工房」 運営開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法成立
2006 (平 18)	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者グループホーム「旗の台朝やけ」 開設 ○知的障害者グループホーム「ミドリホーム品川」 開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン (06～08) ○福祉・健康都市東京ビジョン ○都心身障害者福祉センターにおける高次脳機能障害支援普及事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法 施行 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) 施行
2007 (平 19)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童デイサービス「コンパス」 開設 ○児童デイサービス「ちびっこタイム品川」 開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都障害者計画(07～11)・東京都障害福祉計画(07・08)」 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「重点施策実施5か年計画」(平成 20～24 年度) ○「障害者権利条約」 署名 ○障害者基本法の一部改正施行(市町村障害者計画の義務化)(4月)
2008 (平 20)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者生活支援センター移転(区立心身障害者福祉会館) ○「子ども発達相談室」 開設(品川児童学園) ○知的・精神障害者地域生活サポート24 事業開始 ○発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」 開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都保健医療計画」 策定 ○東京都障害者就労支援協議会「首都T O K Y O 障害者就労支援行動宣言」 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 ○改正身体障害者補助犬法施行(事業所等における使用義務化)(10月)
2009 (平 21)	<ul style="list-style-type: none"> ○区内障害者施設新体系サービスへの移行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都ふくしのまちづくり推進計画」 策定 ○「東京都高齢者保健福祉計画」 策定 ○「東京都障害者計画・第2期障害福祉計画」 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○連立政権合意「障害者自立支援法」廃止の方向へ(9月)
2010 (平 22)	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者グループホーム「グループホーム森前」 開設 ○かもめ第二・第三工房新体系サービス(就労継続B) 移行 ○知的障害者ふれんどりー事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都障害者支援施設等に関する条例施行(都立障害者施設(一部除く)新体系移行) ○次世代育成支援「東京都行動計画(後期)」 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法等の一部を改正する法律の公布・一部施行(法律の趣旨等)
2011 (平 23)	<ul style="list-style-type: none"> ○高次脳機能障害者専門相談員配置(心身障害者福祉会館) ○「福祉工場しながわ」、就労継続支援A型へ移行 ○知的障害者グループホーム「鮫洲なぎさの家」 開設 ○精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」 開始 ○日中一時支援事業「にじのひろば八潮」 開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等の法律(障害者虐待防止法) 成立(6月) ○障害者基本法の一部改正 ○障害者自立支援法の一部改正(GH/C Hの一部助成、凶重度視覚障害者の移動支援の個別給付化→同行援護)(10月)

期	品川区	東京都	国
2012 (平 24)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター「逢（あえる）」開設（心身障害者福祉会館） ○「しながわ見守りホットライン」の設置 ○重症心身障害者通所事業「ピッコロ」開設 ○第1回障害者作品展開催 ○（社福）げんき、就労移行支援事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都障害者計画・第3期障害福祉計画」策定 ○東京都障害者権利擁護センター開設（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法・児童福祉法一部改正施行（相談支援の充実、障害児支援の強化等） ○地域社会における共生の実現にむけて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の成立（障害者自立支援法の名称・基本理念改正、障害者支援区分の創設等→障害者総合支援法） ○障害者虐待防止法施行（10月）
2013 (平 25)	<ul style="list-style-type: none"> ○「品川区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」策定 ○「福栄会障害者相談支援センター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」策定（7月） ○2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の一部施行（障害者の範囲に難病追加等） ○障害者優先調達推進法施行（4月） ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）成立
2014 (平 26)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援施設「ぷらーす」開設（就労継続支援A型「エヴリィ」、就労継続支援B型「ガーデン」、発達障害者成人期支援事業「リクト」、発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」） ○知的障害者グループホーム「上大崎つばさの家」開設 ○品川区役所内「ふれあいショップ」オープン ○（社福）「南品川むつみ園」開設 		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の一部施行（障害者支援区分への改定、GH/CHの一元化、重度訪問介護の対象拡大）

2. 品川区の障害者向け施設・サービスの現状

○品川区の主な障害者支援施設一覧

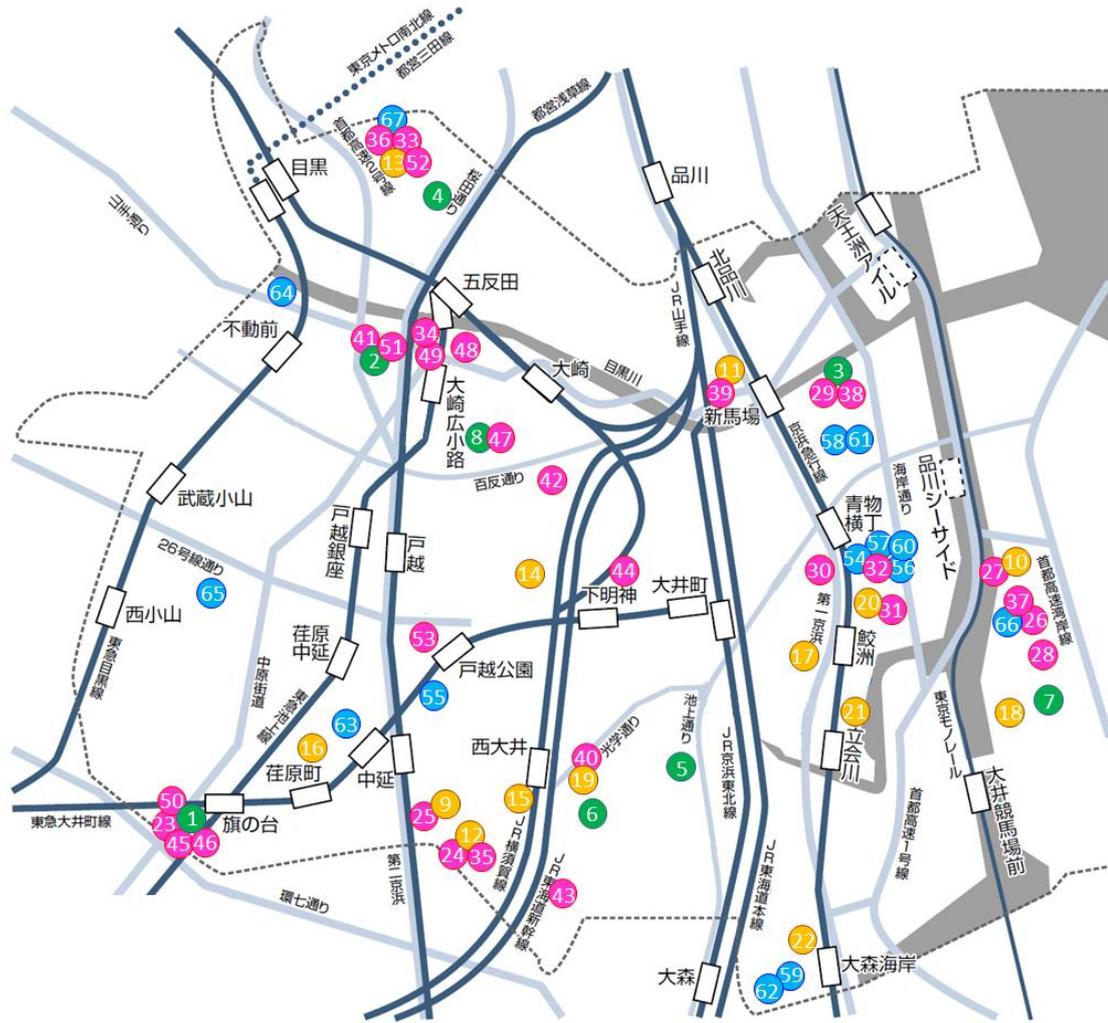
平成27年4月1日現在

区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
相談支援	指定特定相談支援事業所	7	①区立障害者生活支援センター (心身障害者福祉会館内)	旗の台 5-2-2	—	H14.9
			②精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	西五反田 2-24-2	—	H17.10
			③福栄会障害者相談支援センター	東品川 3-1-8	—	H25.4
			④(株)ハート・トータルサービス	東五反田 4-8-7	—	H25.6
			⑤ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	大井 3-17-8	—	H26.5
			⑥ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	西大井 2-4-14	—	H26.6
			⑦相談支援事業所パルレ	八潮 5-9-11	—	H27.1
	障害者就労支援センター	1	⑧障害者就労支援センター 「げんき品川」	大崎 4-11-12	—	H15.4
居住の場の確保	施設入所支援 (短期入所)	2 (130) (短8)	⑨区立かがやき園	西大井 6-2-14	30 (短3)	H16.5
			⑩(社福)品川総合福祉センター かもめ園	八潮 5-1-1	100 (短5)	S58.4
	共同生活援助	12 (72)	⑪区立北品川つばさの家	北品川 3-7-21	12	H3.10
			⑫区立西大井つばさの家	西大井 5-7-24	7	H6.4
			⑬区立上大崎つばさの家	上大崎 1-20-12	5	H26.4
			⑭渡辺寮	豊町 2-11-17	4	S53.4
			⑮わいわいてい	西大井 6-9-3	5	H14.11
			⑯旗の台つばさの家	旗の台 3-5-11	6	H15.7
			⑰海老沢寮	東大井 4-8-11	4	H15.7
			⑱八潮寮	八潮 5-6-33-403	4	H15.7
			⑲グループホーム森前	西大井 1-8-7	6	H22.3
			⑳鮫洲なぎさの家	東大井 1-3-10	6	H23.4
			㉑ミドリホーム品川	東大井 2-19-3	7	H18.5
㉒かもめハウス	南大井 3-20-14	6	H11.10			
日中活動の場の確保	生活介護	8 (300)	㉓区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	50	S52.7
			㉔区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	25	H6.4
			㉕区立かがやき園	西大井 6-2-14	30	H16.5
			㉖区立ピッコロ (重症心身障害者通所施設)	八潮 5-3-8	5	H24.6
			㉗(社福)品川総合福祉センター かもめ園	八潮 5-1-1	100	S58.4
			㉘(社福)品川総合福祉センター サンかもめ	八潮 5-10-27	30	H14.4
			㉙(社福)福栄会 第一しいのき学園	東品川 3-1-8	40	H2.5
			㉚(社福)福栄会 南品川むつみ園	南品川 5-16-25	20	H26.4
	就労継続支援A型	4 (60)	㉛(社福)品川総合福祉センター 福祉工場しながわ	東大井 1-3-10	40	H10.4
			㉜(社福)品川総合福祉センター 福祉工場しながわ 出張所	南品川 3-7-7		H10.4
㉝区立エグリュイ (発達障害者支援施設「ぷらーす」内)			上大崎 1-20-12	10	H26.4	

区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
日中活動の場の確保	就労継続支援B型	10 (260)	㉔ マザーアース五反田	西五反田 1-25-1	10	H26.10
			㉕ 区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	15	H6.4
			㉖ 区立ガーデン (発達障害者支援施設「ぶらーす」内)	上大崎 1-20-12	10	H26.4
			㉗ (社福)品川総合福祉センター さつき	八潮 5-3-8	40	H21.4
			㉘ (社福)福栄会 第二しいのき学園	東品川 3-1-8	60	H2.5
			㉙ (社福)福栄会 かもめ第一工房	北品川 3-7-21	25	S62.4
			㉚ (社福)福栄会 かもめ第二工房	西大井 1-8-7	20	H2.4
			㉛ (社福)福栄会 かもめ第三工房	西五反田 2-24-2	20	H6.4
			㉜ トット文化館	西品川 2-2-16	20	S62.4
			㉝ (社福)品川区社会福祉協議会 ふれあい作業所 西大井	西大井 4-9-9	30	27.4
	㉞ (社福)品川区社会福祉協議会 ふれあい作業所 西品川	西品川 1-28-3	20	27.4		
	自立訓練(機能)	1 (6)	㉟ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	6	S52.7
	自立訓練(生活)	1 (6)	㊱ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	6	S52.7
	就労移行支援	3 (50)	㊲ (社福)げんき	大崎 4-11-12	20	H24.4
			㊳ ジョブサ品川区	西五反田 1-13-7	20	H26.5
㊴ マザーアース五反田			西五反田 1-25-1	10	H26.10	
地域活動支援センター	2	㊵ 区立地域活動支援センター 「逢(あえる)」 (心身障害者福祉会館内)	旗の台 5-2-2	—	H24.4	
		㊶ 精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	西五反田 2-24-2	—	H17.10	
居場所・交流の場の提供等	2	㊷ 発達障害者成人期支援事業「リクト」 (発達障害者支援施設「ぶらーす」内)	上大崎 1-20-12	—	H26.4	
		㊸ 精神障害者交流スペース「憩いの場」	戸越 5-11-1	—	H19.4	
障害児支援	子ども発達相談室	2	㊹ 区立品川児童学園 (児童発達支援センター)	南品川 3-7-7	—	H20.4
			㊺ 区立品川児童学園 戸越ルーム (児童発達支援センター)	戸越 6-16-14	—	H26.7
	児童発達支援	4 (49)	㊻ 区立品川児童学園 (児童発達支援センター)	南品川 3-7-7	20	S33.4
			㊼ 区立品川児童学園(コンパス)	南品川 3-7-7	10	H19.7
			㊽ ちびっこタイム品川	東品川 3-25-16	9	H19.6
			㊾ めるへんキッズ南大井園	南大井 3-24-14	10	H24.8
	放課後等デイサービス	5 (50)	㊿ 区立品川児童学園(コンパス)	南品川 3-7-7	10	H19.7
			㊽ ちびっこタイム品川	東品川 3-25-16	10	H19.6
			㊾ めるへんキッズ南大井園	南大井 3-24-14	10	H24.8
			㊿ このこのリーフ中延	中延 3-13-19	10	H26.12
			㊽ アプリ児童デイサービス	西五反田 3-13-14	10	H27.3
	日中一時支援事業	2 (25)	㊿ にじのひろば荏原	荏原 4-12-20	10	H17.9
			㊽ にじのひろば八潮	八潮 5-3-8	15	H23.7
	自立支援等	1	㊿ 発達障害・思春期サポート事業 「ら・るーと」 (発達障害者支援施設「ぶらーす」内)	上大崎 1-20-12	—	H20.4

○品川区の主な障害者支援施設所在地

平成 27 年 4 月 1 日現在



相談支援	⑬八潮寮	⑳第二しいのき学園	障害児支援
【指定特定相談支援事業所】	⑭グループホーム森前	㉑かもめ第一工房	【子ども発達相談室】
①区立障害者生活支援センター	⑮ミドリホーム品川	㉒かもめ第二工房	㉔区立品川児童学園
②精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	㉑かもめハウス	㉓かもめ第三工房	㉕戸越ルーム
③福栄会障害者相談支援センター	日中活動の場の確保	㉔トット文化館	【児童発達支援】
④㈱ハート・トータルサービス	【生活介護】	㉕ふれあい作業所 西大井	㉖区立品川児童学園
⑤ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	㉖区立心身障害者福祉会館	㉖ふれあい作業所 西品川	㉗コンパス
⑥ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	㉗区立西大井福祉園	【自立訓練(機能)】	㉘ちびっこタイム品川
⑦相談支援事業所パルレ	㉘区立かがやき園	㉗区立心身障害者福祉会館	㉙めるへんキッズ南大井園
【障害者就労支援センター】	㉙区立ピッコロ	【自立訓練(生活)】	【放課後等デイサービス】
⑧げんき品川	㉚かもめ園	㉘区立心身障害者福祉会館	㉚コンパス
居住の場の確保	㉛サンかもめ	【就労移行支援】	㉛ちびっこタイム品川
【施設入所支援(短期入所)】	㉜第一しいのき学園	㉜(社福)げんき	㉜めるへんキッズ南大井園
⑨区立かがやき園	㉝南品川むつみ園	㉝ジョブサ品川区	㉝このこのリーフ中延
⑩かもめ園	【就労継続支援A型】	㉞マザーアース五反田	㉞アプリ児童デイサービス
【共同生活援助】	㉞福祉工場しながわ	【地域活動支援センター】	【日中一時支援事業】
⑪区立北品川つばさの家	㉞福祉工場しながわ出張所	㉞区立地域活動支援センター「逢」	㉞にじのひろば荏原
⑫区立西大井つばさの家	㉟区立エヴリィ	㉟精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	㉞にじのひろば八潮
⑬区立上大崎つばさの家	㊱マザーアース五反田	【居場所・交流の場の提供等】	【自立支援等】
⑭渡辺寮	【就労継続支援B型】	㊱発達障害者成人期支援事業「リクト」	㊱ら・るーと
⑮わいわいてい	㊲区立西大井福祉園	㊲精神障害者交流スペース「憩いの場」	
⑯旗の台つばさの家	㊳区立ガーデン		
⑰海老沢寮	㊴さつき		

○品川区の主な地域生活への支援事業一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

事業名	内 容	開 始
知的障害者地域生活サポート 24 事業	単身生活の知的障害者を対象に、日常生活の困りごとへの相談助言、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応等を行います。	H20.4
精神障害者地域生活サポート 24 事業	単身生活の精神障害者を対象に、日常生活の困りごとへの相談助言、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応等を行います。	H20.4
精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」	精神障害者が地域で暮らしていくために、医療中断防止、服薬管理、社会参加や通院等の支援を行います。また、精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問も行います。	H23.4

3. 策定体制

品川区障害者計画および障害福祉計画の策定にあたり、学識経験者、障害者団体代表、医療・福祉等に従事する事業者代表、区民代表等の委員で構成される「品川区障害者計画策定委員会」を設置し、計画の理念や障害福祉施策の方向性、計画に盛り込む内容等について、協議・検討しました。また、庁内連絡会を設置し、計画推進のための具体的施策・事業等について、協議・検討しました。

(1) 品川区障害者計画策定委員会設置要綱

制定 平成 26 年 3 月 10 日 区長決定

要綱第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区障害者計画策定委員会の設置、組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 障害者施策の総合的かつ計画的な推進のため品川区長期基本計画のもと、障害者基本法に位置づけられた「障害者計画」および障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定するため、品川区障害者計画策定委員会（以下、「策定委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関すること
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること
- (3) その他、計画の策定に必要な事項

(組織)

第 4 条 策定委員会は、25 人以内の委員をもって組織し、次の号に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体または機関からの推薦を受けた者を含む）のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 品川区障害者 7 団体
- (3) 荏原医師会
- (4) 東京都品川歯科医師会
- (5) 社会福祉法人 代表
- (6) 品川区社会福祉協議会事務局長
- (7) 品川区民生委員協議会会長
- (8) 障害者の権利擁護に関わる弁護士
- (9) 区民代表（公募委員）
- (10) 区の関係事業部
- (11) 前各号に掲げるものの他、区長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの日とする。

(委員長)

第6条 策定委員会に、委員長および副委員長を置く。

2. 委員長は区長が任命し、副委員長には副区長、ならびに学識経験者を以てあてる。
3. 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2. 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3. 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉事業部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

(2) 品川区障害者計画策定委員会

① 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属・役職等
◎小笠原 祐次	(元)日本女子大学教授
○大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
○山田 恵美子	品川区副区長
中村 兼一	一般社団法人 荏原医師会 会長
東川 輝子	公益社団法人 東京都品川歯科医師会
島崎 妙子	品川区障害者7団体協議会会長、品川区重症心身障害児(者)を守る会会長
大上 好江	品川区知的障害者育成会会長
木下 徹	社会福祉法人 品川区社会福祉協議会 事務局長
鷹倉 俊和	社会福祉法人 品川総合福祉センター 常務理事
宮地 恵美子	社会福祉法人 福栄会 常務理事
石川 政則	品川区民生委員協議会会長
紙子 達子	弁護士
権 敏鉉	区民代表(公募委員、株式会社ユニオンビルディング 監査役、身体障害(頸椎損傷C6)1種1級)
本田 咲太郎	区民代表(公募委員、知的障害者移動支援事業支援員)
梅原 隆	区民代表(公募委員、(元)参議院事務局職員)
桑村 正敏	企画部長
中山 武志	総務部長
金子 正博	子ども未来事業部長
榎本 圭介	健康福祉事業部長
矢野 久子	品川区保健所長
藤田 修一	都市環境事業部長
田村 信二	教育委員会教育次長

※◎：委員長、○：副委員長。所属・役職等は平成26年4月現在。

② 事務局

氏名	所属・役職
中山 文子	障害者福祉課長
佐々木 浩一	障害者福祉課障害者福祉係長
矢鋪 一樹	障害者福祉課福祉改革担当
宮木 廉	障害者福祉課障害者相談係長
水谷 孝之	障害者福祉課知的・精神障害者福祉担当
三枝 世理子	障害者福祉課療育支援担当
高森 裕子	株式会社 三菱総合研究所 主任研究員

※所属・役職は平成26年4月現在。

(3) 品川区障害者計画庁内連絡会

委員名簿

氏名	所属・役職	
◎榎本 圭介	健康福祉事業部	健康福祉事業部長
○中山 文子		障害者福祉課長
柏原 敦	企画部	行財政改革担当課長
提坂 義文	総務部	人権啓発課長
安藤 正純	地域振興事業部	文化スポーツ振興課長
山崎 修二		ものづくり・経営支援課長
福島 進	子ども未来事業部	青少年育成課長
伊崎 みゆき		子育て支援課長
竹田 昌弘		保育課長
永尾 文子	健康福祉事業部	高齢者福祉課長
大串 史和		福祉計画課長
伊東 義明		生活福祉課長
川島 淳成		健康課長
太田 留奈	品川区保健所	品川保健センター長
島袋 裕子		大井保健センター長
大石 修		荏原保健センター長
中村 敏明	都市環境事業部	都市計画課長
鈴木 誠	防災まちづくり事業部	防災課長
渋谷 正宏	教育委員会事務局	指導課長
中元 康子		品川図書館長

※◎：委員長、○：副委員長。所属・役職は平成26年4月現在。

4. 策定経過

(1) 品川区障害者計画策定委員会検討経過

年月日	内容
平成 26 年 4 月 25 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品川区障害者計画策定について 2. 基礎調査結果の報告について 3. その他
平成 26 年 8 月 1 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品川区障害者計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回計画の進捗状況 (2) 長期基本計画との関係性 (3) 「品川区障害者計画施策体系案」の審議 2. 品川区障害福祉計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 国の基本指針 (2) 品川区の過去の実績と目標値の考え方 3. その他
平成 26 年 9 月 9 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品川区障害者計画素案について 2. 品川区障害福祉計画素案について 3. その他
平成 26 年 10 月 3 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品川児童学園の改築について 2. 品川区障害者計画素案（修正）について 3. 品川区障害福祉計画素案（修正）について 4. その他
平成 27 年 2 月 3 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品川区障害者計画・障害福祉計画（素案）パブリックコメントについて 2. 品川区障害者計画・障害福祉計画修正案について 3. その他

(2) 品川区障害者計画庁内連絡会検討経過

年月日	内容
平成 26 年 8 月 5 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品川区障害者計画について 2. 庁内連絡会設置の趣旨 3. 関係各課への障害者支援に関する調査について 4. 意見交換 5. その他

(3) 品川区障害者計画・障害福祉計画策定のための意見交換会

年月日	内容
平成 26 年 9 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品川区障害者計画・障害福祉計画素案について 2. 意見交換

※参加対象者：障害者相談員、障害のある区民の方、関係事業者
参加人数：20 人

(4) パブリックコメントの実施

① 意見募集期間 平成 26 年 12 月 1 日(月)～19 日(金)

② 提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
直接持参	4	24
電子メール	12	36
F A X	2	2
郵便	1	3
合 計	19	65

※同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見数は一致しません。

③ ご意見いただいた方の資格要件別提出人数

資格要件	提出人数
区内に住所を有する方	16
区内に事務所又は事業所を有する個人の方および法人その他の団体	3
区内に存する事務所又は事業所に勤務する方	2
区内に存する学校に在学する方	0
区内に住所を有しないが、区に対して納税義務を有する方	0
その他パブリックコメント手続きに係わる事案に利害関係を有する方	0
合 計	21

※同一人で複数の資格要件を満たす方がおられるため、②と③の提出人数は一致しません。

④ 項目ごとの意見数

対象項目		意見数	
障害者計画・障害福祉計画	全体	1	
障害者計画	全体	4	
	【基本方針1】 障害者のライフステージ を通しての総合的・継続 的な支援	1.相談支援体制の充実	5
		2.地域生活支援体制の整備	13
		3.子どもの成長を支える療育と 家族支援体制の充実	13
		4.安心・安全な生活基盤の確保	2
		5.人材育成	5
	【基本方針2】 障害者の主体性の尊重	6.豊かな日常生活を送るための サービスの充実	2
		7.就労機会の拡充、 就労支援体制の充実	3
	【基本方針3】 共に生きる、共に暮らす 地域社会の実現	8.権利擁護体制の構築	1
9.障害者理解と共感の やさしいまちづくり		5	
障害福祉計画		0	
該当なし		13	
合 計		67	

※同一意見が複数の項目に跨る場合があるため、②と④の意見数は一致しません。

5. 障害福祉計画策定のための基礎調査結果（概要）

(1) 調査対象者

調査の種類	調査の対象
①在宅の方を対象とした調査	品川区にお住まいの在宅の18歳以上の方で、身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方および障害福祉サービスや自立支援医療（精神通院医療）を利用している方
②施設に入所している方 を対象とした調査	品川区に住所があり、障害者入所施設に入所している方
③18歳未満の方と保護者 の方を対象とした調査	品川区にお住まいの18歳未満の方で、身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方および障害福祉サービスや自立支援医療（精神通院医療）を利用している方
④発達障害の方を対象と した調査	品川区にお住まいの発達障害の方で、区の利用サービスを利用している方
⑤高次脳機能障害の方を 対象とした調査	品川区にお住まいの方で、高次脳機能障害者家族会の方や、相談事業を利用している方

(2) 調査期間

①～③は平成25年8月9日から8月26日まで、④・⑤は平成25年8月16日から9月9日までの期間に実施したものです。

(3) 配布・回収状況

配布・回収状況	配布数	回収数	白票無効票	有効回収数	有効回収率
①在宅の方	4,555	2,551	1	2,550	56.0%
②施設に入所している方	152	114	1	113	74.3%
③18歳未満の方と保護者の方	412	233	0	233	56.6%
④発達障害の方	160	59	0	59	36.9%
⑤高次脳機能障害の方	20	6	0	6	30.0%
全体	5,299	2,963	2	2,961	55.9%

(4) 調査結果の概要

① 在宅の方を対象とした調査

●ご本人について

- ・医療機関の受診状況 ～「定期的に通院」が多い

「定期的に通院している」と答えた方が多く、身体障害でも約7割、知的障害でも6割弱といずれの障害でも通院している方が過半数を占めています。障害者の地域生活を支えるには医療の充実も必要であると考えられます。

●日常生活について

- ・介助や支援を受けている内容 ～知的障害で「お金の管理」、「手続き」が多い

身体障害と精神障害では「調理・掃除・洗濯等の家事」が最も多くなっています。知的障害では「お金の管理」が最も多く、次いで「区役所や事業者などの手続き」の順になっています。介助者の高齢化に伴い、知的障害の方の権利擁護や在宅におけるサービス利用支援がより必要になってくると考えられます。

●相談や福祉の情報について

- ・日常生活で困っていること ～「将来に不安」は特に精神障害で多い

知的障害と精神障害では「将来に不安を感じている」が最も多く、特に精神障害で多くなっています。精神障害の方は生活上の不安と精神疾患の症状により二重の不安を抱えているものと考えられます。身体障害では「健康状態に不安がある」が最も多くなっています。

- ・困ったとき相談している相手 ～相談窓口を利用している人は少ない

三障害とも「家族や親族」が最も多く、次いで身体障害では「友人・知人」、知的障害では「施設（通所・入所）の職員」、精神障害では「医療機関（医師・看護師・ソーシャルワーカー）」が多くなっています。各種の相談窓口は区の障害者福祉課を除いていずれも1割未満となっており、気軽に相談できるように相談窓口の周知を図る必要があると考えられます。

- ・福祉に関する情報源 ～精神障害で「特にない」が比較的多い

身体障害と知的障害では「広報しながわ」が最も多く、身体障害では次いで「テレビ・ラジオ」、知的障害では「障害者の会や家族の会」の順になっています。精神障害では「医療機関」、「インターネット」が多くなっていますが、「特にない」が比較的多くあり、必要な情報が適切に届くような工夫が必要であると考えられます。

●日中活動や仕事について

- ・就労状況 ～正職員として働いている方は1～2割

正職員として働いている方は、身体障害、知的障害では約1割、精神障害では2割弱となっています。知的障害では「福祉的就労をしている（作業所など）」が多くなっています。

年齢別にみると、身体障害者の正職員の割合が高くなっていますが、これは内部障害等、一定の補装具や日常生活用具の支援により、通常の仕事が可能になっていることが想定されます。その一方、稼働年齢で、以前は働いていたが今は働いていないと答える方の背景には、中途障害者の社会復帰の困難さが伺えるところでもあり、中途障害者への就労支援の仕組みを強化する必要があると考えられます。

・ **仕事をする上で困っていること ～給与・賃金の向上が大きな課題**

三障害とも「収入が少ない」が最も多くなっており、特に精神障害で多くなっています。給与・工賃の向上が大きな課題であると考えられます。次いで身体障害では「体力的につらい」、知的障害では「職場の人間関係」、精神障害では「精神的につらい」が多くなっています。

・ **障害者が働くために必要なこと ～精神障害では「柔軟な勤務体系」が多い**

身体障害と知的障害では「自分に合った仕事を見つける支援」が最も多くなっており、障害の状態に応じた就労支援をより丁寧にする必要があると考えられます。精神障害では「障害に応じた柔軟な勤務体系」が最も多くなっています。状態の変動が大きく長時間の労働が難しい精神障害の方では、短時間勤務などの柔軟な勤務を選択できることが必要であると考えられます。

● **外出や障害理解について**

・ **外出に関して困っていること ～街のバリアフリー化と外出支援が必要**

身体障害では「歩道の段差や傾斜」、「建物の段差や階段」、知的障害では「外出するのに支援が必要である」、精神障害では「疲れたときの休憩場所」が多くなっています。身体障害の方には街のバリアフリー化が、知的障害の方には外出支援が必要であると考えられます。

・ **障害理解を進めるために必要なこと ～障害者の一般就労が重要**

三障害とも「障害者の一般就労の促進」が最も多くなっています。障害理解を進めるためには、障害者が就労を通じて社会参加することが重要であるという結果になっています。また、地域で共に学び、共に暮らすことを希望される意見も多く、子どもの頃から地域で共に育つ環境や、交流の機会を増やしていく必要があると考えられます。

● **福祉サービスについて**

・ **訪問系サービスの利用意向 ～短期入所（ショートステイ）の需要が大**

身体障害と知的障害では「短期入所（ショートステイ）」が最も多く、特に知的障害で多くなっています。精神障害では「居宅介護（ホームヘルプ）」が最も多くなっています。

・ **日中活動系サービスの利用意向 ～精神障害で就労支援の需要が大**

身体障害では「療養介護」が、知的障害では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が、精神障害では「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・雇用型）」が多くなっています。精神障害で就労支援の需要が大きいことがわかります。

- ・居住系サービスの利用意向 ～いずれのサービスも知的障害で需要が大

三障害とも「施設入所支援」が最も多く、特に知的障害で多くなっています。知的障害では「共同生活援助」も多く、生活支援を受けながら地域で安心して暮らせる場の需要が大きいことがわかります。

- ・サービス利用に関して困っていること ～サービス情報の周知が必要

三障害とも「サービスに関する情報が少ない」が最も多くなっています。必要な方が必要なサービスを利用できるように、サービスに関する周知をより充実していくことが必要であると考えられます。

●災害対策について

- ・災害が発生したときに困ること ～医薬品の備蓄や災害時要援護者の支援を

身体障害と精神障害では「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が最も多く、特に精神障害で多くなっています。知的障害では「一人では避難できない」が最も多くなっています。薬や医薬品の備蓄体制の整備や、災害時の援護体制を具体的に示していく必要があると考えられます。

●将来について

- ・今後の生活の希望 ～地域で生活したい方が半数以上

「地域で独立して生活したい」という回答は、身体障害では2割あまり、知的障害では1割弱、精神障害では4割弱となっています。「親や親族のもとで生活したい」、「グループホームなどに入居したい」という方と合わせると、半数以上の方が地域で暮らしたいと回答しており、施設に入所したいという方（約1割）を大きく上回っています。

- ・障害者の地域生活のために必要だと思う施策 ～「障害理解の促進」が最も多い

三障害とも「障害に対する理解の促進」が最も多くなっており、様々な施策の中でも障害理解が最も必要とされているという結果となっています。

② 施設に入所している方を対象とした調査

●ご本人について

- ・年齢 ～入所者の高齢化が進行

身体障害では「50～59歳」が、知的障害では「40～49歳」が最も多くなっていますが、65歳以上の方も身体障害では3割弱、知的障害では2割弱おり、高齢化の進行が見られます。

●施設入所について

- ・入所年数 ～入所期間は長期化の傾向

身体障害では「20年以上」が、知的障害では「5年以上～10年未満」が最も多くなっています。身体障害では約4割、知的障害でも約3割が「20年以上」と回答して

おり、入所期間にも長期化の傾向が見られます。

・施設に入所することに決めた理由 ～「家族による介助が困難」が多い

身体障害、知的障害ともに「家族による介助が難しくなったため」、「常時介助が必要なため」が多くなっています。介助者が高齢化した後も地域生活を継続するためには、在宅サービスや権利擁護の充実が必要であると考えられます。

●施設での生活について

・施設生活で困っていること ～「身の回りのこと」、「健康状態」に次ぎ「外出」も

身体障害、知的障害ともに「身の回りのことが自分では十分にできない」、「健康状態に不安がある」が多くなっていますが、次いで「外出の機会が少ない」が多くなっています。施設入所者にもより多くの外出機会を提供できるような支援が必要であると考えられます。

・施設に対する要望 ～「外出機会の増加」が多い

身体障害では「外出機会の増加」、知的障害では「健康への配慮」が最も多くなっています。「外出機会の増加」は知的障害でも多くなっており、施設での生活を豊かにしていくためには、外出の機会や地域とのつながりを広げていく必要があると考えられます。

●今後の暮らし方について

・将来の暮らし方の希望 ～地域で暮らしたいという回答は2割弱

身体障害、知的障害ともに「施設に入所したまま暮らしたい」が最も多くなっています。地域で暮らしたいという回答は、身体障害では1割あまり、知的障害では2割弱となっています。

・地域で暮らすために必要な支援や環境 ～地域生活を支える「人」が不可欠

身体障害では「障害者向け住宅やグループホームなどの整備」、「困ったときに相談できる人がいること」が、知的障害では「介助者がいること」が最も多くなっています。住宅やグループホームなどハード面の整備も重要ですが、相談者や介助者など地域生活を支える「人」が不可欠であると考えられます。

●相談や福祉の情報について

・困ったときに相談する相手 ～「施設の職員」、「家族や親族」が多い

身体障害、知的障害ともに、「施設（入所・通所）の職員」、「家族や親族」が多くなっています。区の障害者福祉課を除いて、相談窓口の利用はいずれも1割未満となっています。

③ 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査

●障害と健康について

・障害に気づいた時期 ～知的障害では「1歳」、「2歳」も比較的多い

身体障害、知的障害ともに、「生まれたとき」が最も多くなっていますが、知的障害では「1歳」、「2歳」も比較的多くなっており、発達の遅れの気づきに対する低年齢化が伺えます。

● **医療機関の受診状況** ～「定期的に通院している」が多い

身体障害、知的障害とも「定期的に通院している」が多くなっています。障害児の発達成長を支えるには、医療機関とのつながり、障害に応じた主治医の存在が大きいことが伺えます。

● **介助や支援を受けている内容** ～知的障害で外出支援に対する需要が大きい

身体障害では「食事の介助や着替え、入浴介助等の身の回りのこと」が、知的障害では「外出」が最も多くなっています。知的障害の方で外出支援に対する需要が大きいものと考えられます。

● **介助者が不安に思うこと** ～「何かあった時に介助を頼める」支援が必要

身体障害、知的障害とも「何かあった時に介助を頼める人がいない」が最も多くなっており、日頃の介助については、身体障害では「身体的な負担が大きい」、知的障害では「精神的な負担が大きい」も多くなっています。主な介助者が母親になっていることから、日頃の負担感の強さが伺えます。緊急時だけでなく、用事の際に家族に代わって介助を行う支援が必要であると考えられます。

● **相談や福祉の情報について**

● **日常生活で困っていること** ～「将来への不安」、「災害時」、「緊急時」が多い

身体障害、知的障害とも「将来に不安を感じている」が最も多くなっていますが、「災害時の避難に不安がある」、「緊急時の対応に不安がある」も多くなっています。将来への不安を解消するために進路の確保や地域生活への支援が必要であるとともに、災害時、緊急時への対応も重要であると考えられます。

● **困ったときに相談する相手** ～「家族や親族」、「友人・知人」、「教職員」が多い

身体障害、知的障害とも「家族や親族」が最も多くなっていますが、身体障害では「友人・知人」、知的障害では「学校・幼稚園・保育所の教職員」も多くなっています。

● **福祉に関する情報源** ～「インターネット」の利用が多い

身体障害では「インターネット」、知的障害では「学校・幼稚園・保育所の教職員」が最も多くなっています。18歳以上の障害者と比較して、インターネットの利用が多くなっており、情報提供の際に有効に活用することが必要であると考えられます。

● **教育・保育について**

● **通園生活等で困っていること（小学校入学前）** ～「将来」、「進路」が多い

身体障害、知的障害とも「子どもの将来について」、「今後の進路について」が多くなっています。進路や将来に関する相談支援の充実が必要であると考えられます。

● **通学生活等で困っていること（学校在学中）** ～「将来」、「進路」が多い

身体障害、知的障害とも「子どもの将来について」、「今後の進路について」が多くなっています。進路に関する相談支援の充実や学校卒業後の就労・通所先の適切な確保が必要であると考えられます。

- ・ **放課後や長期休業中の過ごし方の希望**

「地域の同世代の子どもたちと遊ばせたい」が多く、障害特性に応じた療育や教育を望む一方で、子どもの成長には地域で暮らす子どもとしての交流が必要であると感じていることが伺えます。

- ・ **高等学校卒業後の進路希望 ～「企業等へ就職（一般就労）」が最も多い**

身体障害、知的障害とも（本人・保護者とも）「企業等へ就職する（一般就労）」が最も多くなっています。障害があっても、将来自立できるようになりたいという意向の表れと考えられます。特別支援教育の中でも就労を目指す教育に力を入れた特別支援学校ができてきていることなどから、学校教育の中でも、成長段階に応じて将来の見通しをもった支援の仕組みは強化されつつありますが、就労支援等、福祉サービス分野との早くからの連携体制をとることが必要であると考えられます。

- ・ **児童福祉サービスの利用意向 ～「放課後等デイサービス」が最も多い**

身体障害、知的障害とも「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。放課後支援のより一層の充実が必要であると考えられます。

● **障害理解について**

- ・ **障害理解を進めるために必要なこと ～「一般就労の促進」が多い**

身体障害では「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」が、知的障害では「障害者の一般就労の促進」が最も多くなっています。全体では「一般就労の促進」が多くなっており、障害理解を進めるためには、大人の調査結果と同様に、障害者が就労を通じて社会参加することが重要であるという結果となっています。

● **福祉サービスについて**

- ・ **訪問系サービスの利用意向 ～短期入所（ショートステイ）の需要が大**

身体障害、知的障害とも「短期入所（ショートステイ）」が最も多く、特に知的障害で多くなっています。

- ・ **サービス利用に関して困っていること ～サービス情報の周知が必要**

身体障害、知的障害とも「サービスに関する情報が少ない」が最も多くなっています。必要な方が必要なサービスを利用できるように、サービスに関する周知をより推進していくことが必要であると考えられます。

● **災害対策について**

- ・ **災害が発生したときに困ること ～「一人では避難できない」、「避難所での支援」が多い**

身体障害、知的障害とも「一人では避難できない」が最も多く、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」も多くなっています。家族がそばにいないときにも、適切な支援を受けて避難できるようにするとともに、避難所での支援の確保も必要であると考えられます。

● **区の施策について**

- ・ **障害者の地域生活のために重要だと思う施策 ～「教育・育成」、「雇用・就労支援」が多い**

身体障害では「教育・育成の充実」が、知的障害では「雇用・就労支援の充実」が最も多くなっています。現在受けている教育・育成の充実が重要であるとともに、将来を見据えた雇用・就労支援の充実も必要であると考えられます。

以下、発達障害の方と高次脳機能障害の方への調査については、配布対象も限られており、回答数の絶対量も少ないことから、傾向をまとめる形で概要を記載します。

④ 発達障害の方を対象とした調査

発達に関する問題に気付いた年齢は、2～3歳と答える方が多く、早い段階からの気づきがあることが伺えます。主な相談窓口は、品川児童学園「子ども発達相談室」となっていますが、気づきの年齢の低年齢化に対応すべく、迅速な相談へのつなぎと、児童を育てる保護者の心情に配慮した丁寧な対応が必要になると考えられます。発達障害の特性である、対人関係やコミュニケーションの問題が、学校での困りごととして表れていること、また障害の特性への理解を求める声が多くあることから、見えにくい障害とされる発達障害への正しい理解の促進と、成長段階を通して、障害特性に配慮した、適切な対応がより重要になってくることが考えられる結果となりました。

・発達に関する問題に気づいた時期 ～「2歳」が最も多い

「2歳」が最も多く、次いで「3歳」、「1歳」の順になっています。これらの年齢の子どもに対する配慮と気づきが特に必要であると考えられます。

・困ったときの相談相手 ～相談窓口では「品川児童学園『子ども発達相談室』」が多い

「家族や親族」が最も多く、次いで「学校・幼稚園・保育所の教職員」、「友人・知人」が多くなっています。相談窓口としては「品川児童学園『子ども発達相談室』」が多くなっています。

・発達や療育について困っていること ～「保育・療育・教育」、「発達」、「進路」が多い

「保育・療育・教育に関すること」、「発達の遅れや症状に関すること」、「進路・就職・将来の生活に関すること」が多くなっています。

・学校生活等で困っていること ～「対人関係・集団生活」が最も多い

「対人関係・集団生活に関すること」が最も多く、次いで「障害理解に関すること」が多くなっています。

・利用しているサービス ～「品川児童学園（コンパス）」が特に多い

「品川児童学園（コンパス）」が特に多くなっています。

・利用したいサービス ～「療育・教育」が最も多い

「療育・教育」が最も多く、次いで「経済的な支援」、「就労支援」が多くなっています。

⑤ 高次脳機能障害の方を対象とした調査

高次脳機能障害は、記憶障害などの症状に、本人も戸惑い、日常生活での困り感や不安を抱えている状況が伺えます。社会復帰ができるかという不安等、将来の見通しが持ちづらいこと、障害の状態も様々であるが、同じ障害者との交流や共有を求めていることが伺えます。家族が支える負担感も大きく、障害の受容等への配慮も含め、在宅サービスへの強化や日中活動の場の整備を求める声が強くなる結果となりました。高次脳機能障害の専門的な相談と受け皿となる場の確保が重要になると考えられます。

・障害の症状 ～「記憶障害」が最も多い

「記憶障害」が最も多く、次いで「意欲の障害」、「情動の障害」が多くなっています。

・困ったときの相談相手 ～「家族や親族」が最も多い

「家族や親族」が最も多く、次いで「施設の職員」、「医療関係者」が多くなっています。

・日常生活で困っていること ～就労についての不安など

就労できるか不安であるといった回答がありました。

・利用したいサービス ～通所施設、生活介助など

障害者が集まれる通所施設や、在宅生活を支える生活介助などの回答がありました。

品川区障害者計画・障害福祉計画

発行年月 平成27年4月

発行 品川区

編集 品川区福祉部障害者福祉課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-3777-1111 (代表)